

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 一
- 生活保護法による施術者の指定 (同) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 二
- 入会林野整備計画の認可 (林業振興課) 二
- 保安林の指定 (森林整備課) 二
- 保安林の指定の解除の予定 (二件) (同) 二
- 海岸保全区域の指定 (水産業基盤整備課) 三
- 海岸保全区域の変更 (二件) (同) 三
- 漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定 (二件) (同) 四
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 四
- 道路の区域変更 (道路課) 五
- 道路の供用開始 (二件) (同) 五
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (下水道課) 五
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 六
- 土地改良区の定款変更の認可 (同) 六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (森林整備課) 六
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 八

公 告

告 示

- 教育委員会定例会の開催
- 監査委員
- 定期監査の結果の公表 (二件)

九 八

○宮城県告示第八百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いしのまき訪問歯科クリニック	石巻市山下町一丁目七―二十六 シティハイムアークヒルズシエモア一階	平成三十年七月一日
橋本皮膚科医院	多賀城市鶴ヶ谷二丁目二十一―十二	平成二十九年一月二十三日
大崎ペインクリニック	大崎市古川大宮三丁目八番十号	平成三十年八月一日

○宮城県告示第八百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋本皮膚科医院	多賀城市鶴ヶ谷二丁目二十一―十二	平成二十九年一月二十二日
川村産婦人科医院	石巻市新橋一―六十五	平成三十年七月三十一日

野村内科小児科医院
大崎市岩出山字二ノ構八八
平成三十年六月三十日

○宮城県告示第八百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	齊藤 史暁	居鈴堂 鍼灸指庄院	住所又は施術所の所在地	指定年月日
			塩竈市石堂二一六 大友アパート百一 号	平成三十年七 月十日

○宮城県告示第八百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	○四一〇七〇〇二七二	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
	○四一〇九〇〇一六一	在宅介護支援事業所 爽秋会 みのり 名取市植松一丁目一番二十四号	居宅介護・重度訪問介護・行動援護	医療法人社団 爽秋会	平成三十年八 月三十一日
		ヘルパーステーション さいむら城南五丁目十七番	居宅介護・重度訪問介護	株式会社「ここみケア」	平成三十年八 月三十一日

○宮城県告示第八百二十八号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定により、次の入会林野整備計画を認可した。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 認可に係る入会林野整備計画
愛鳥笠島入会林野整備計画
申請人

名取市愛鳥笠島字南東宮下三十七番地

愛鳥笠島入会林野整備組合

組合長 松浦 道彦

- 二 認可年月日

平成三十年八月三十一日

○宮城県告示第八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
東松島市小野字宮前一二一の一（次の図に示す部分に限る。）

- 二 指定の目的
落石の防止

- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所
気仙沼市本吉町小浜二七の一（次の図に示す部分に限る。）、今朝磯一〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町上鮎立七八の二・七八の三・一四三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百三十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	漁港名	地区	指定区域
三陸南沿岸	日門漁港	三島地区	次に掲げるイ点からカ点までを順次結んだ直線及びイ点とカ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 気仙沼市本吉町大谷四番地内 二級基準点 基点A点から二六度五五分二七秒一・八三八メートル 基点A点から一五六度二二分五五秒一七・七五四メートル 基点A点から一四九度一五分〇四秒一三・七六七メートル 基点A点から一四〇度一分四二秒一三・九一六メートル 基点A点から一三四度二分〇七秒八・六八九メートル 基点A点から九二度四二分三一秒二一・〇七六メートル 基点A点から九九度五八分二五秒九・四五二メートル 基点A点から一三度二九分三七秒四・二五一メートル 基点A点から八度〇五分〇三秒七・三八八メートル 基点A点から三一七度五九分五一秒三・三三三メートル 基点A点から三三二度四八分三秒四・二二四メートル 基点A点から三二一度四分四七秒一八・九二〇メートル 基点A点から三三四度五五分四一秒一〇・五八九メートル 基点A点から一〇九度五八分一〇六・〇メートルの地点

○宮城県告示第八百三十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十四年宮城県告示第八百六十九号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	漁港名	地区	指定区域
三陸南沿岸	滝浜（戸倉）漁港	滝浜（戸倉）地区	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点とチ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 本吉郡南三陸町戸倉字滝浜二二五番地内に設置した四級基準点 基点A点から一〇九度五八分一〇六・〇メートルの地点

海岸の名称	指定区域
三陸南沿 津ノ宮漁 区津の宮地 海岸名	<p>次を掲げるイ点からネ点までを順次結んだ直線及びイ点とネ点を結んだ直線により囲まれた区域</p> <p>イ点 北緯三十二度四分一一分・六メートルの地点</p> <p>ロ点 北緯三十二度四分一一分・〇メートルの地点</p> <p>ハ点 北緯三十二度四分一一分・〇メートルの地点</p> <p>ニ点 北緯三十二度四分一一分・〇メートルの地点</p> <p>ホ点 北緯三十二度四分一一分・〇メートルの地点</p> <p>ヘ点 北緯三十二度四分一一分・〇メートルの地点</p> <p>ト点 北緯三十二度四分一一分・〇メートルの地点</p>

○宮城県告示第八百三十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項の規定により、昭和六十二年宮城県告示第四百七十四号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	指定区域
三陸南沿 津ノ宮漁 区津の宮地 海岸名	<p>次を掲げるイ点からネ点までを順次結んだ直線及びイ点とネ点を結んだ直線により囲まれた区域</p> <p>イ点 北緯三十二度四分一一分・六メートルの地点</p> <p>ロ点 北緯三十二度四分一一分・〇メートルの地点</p> <p>ハ点 北緯三十二度四分一一分・〇メートルの地点</p> <p>ニ点 北緯三十二度四分一一分・〇メートルの地点</p> <p>ホ点 北緯三十二度四分一一分・〇メートルの地点</p> <p>ヘ点 北緯三十二度四分一一分・〇メートルの地点</p> <p>ト点 北緯三十二度四分一一分・〇メートルの地点</p>

○宮城県告示第八百三十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である宮城県知事が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成三十年九月七日

海岸の名称	指定区域
三陸南沿 日門漁港 海岸名	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>指定区域</p> <p>平成三十年九月七日宮城県告示第八百三十二号により海岸保全区域として指定した気仙沼市本吉町大谷地区の日門漁港海岸保全区域のうち日門漁港区域に接する区域</p>

○宮城県告示第八百三十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である南三陸町長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	指定区域
三陸南沿 津ノ宮漁 区津の宮地 海岸名	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>指定区域</p> <p>平成三十年九月七日宮城県告示第八百三十四号により海岸保全区域として指定した本吉郡南三陸町津の宮地区の津ノ宮漁港海岸保全区域のうち津ノ宮漁港区域に接する区域</p>

○宮城県告示第八百三十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日 平成三十年八月三十日
- 二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号（宮城県知事許可）
株式会社リノベーション 菊池 祥幸	仙台市青葉区上杉一丁目十五番八号	般一二十五
株式会社総合システム 三宅 瀧太郎	仙台市青葉区本町一丁目十番二十八号	般一二十八

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

被処分者の営業所の所在地を確知できず、平成三十年七月二十日付け宮城県告示第七百二十四号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。

○宮城県告示第八百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年九月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間 石巻市中央三丁目三十三番五地先から 同市八幡町一丁目四番三地先まで																							
変更の 前後					敷地の幅員 (メートル)					敷地の延長 (メートル)					備 考								
後		前			A		B			A		B			A		B			C及びD			
D	C	B	A	B	A	一〇・〇	四九・五	一四・五	三四・五	八一〇・〇	二九二・二	一〇・〇	四九・五	一四・五	三四・五	八一〇・〇	二九二・二	一〇・〇	四九・五	一四・五	三四・五	八一〇・〇	二九二・二
一一・三	七・八	一四・五	一〇・〇	一四・五	四九・五	八一〇・〇	二九二・二	一四・五	三四・五	八一〇・〇	二九二・二	一〇・〇	四九・五	一四・五	三四・五	八一〇・〇	二九二・二	一〇・〇	四九・五	一四・五	三四・五	八一〇・〇	二九二・二
二四・七	二九・一	三四・五	四九・五	三四・五	四九・五	八一〇・〇	二九二・二	一四・五	三四・五	八一〇・〇	二九二・二	一〇・〇	四九・五	一四・五	三四・五	八一〇・〇	二九二・二	一〇・〇	四九・五	一四・五	三四・五	八一〇・〇	二九二・二
一八七・〇	三一〇・七	二九二・二	八一〇・〇	二九二・二	四九・五	八一〇・〇	二九二・二	一四・五	三四・五	八一〇・〇	二九二・二	一〇・〇	四九・五	一四・五	三四・五	八一〇・〇	二九二・二	一〇・〇	四九・五	一四・五	三四・五	八一〇・〇	二九二・二

○宮城県告示第八百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年九月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年九月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市八幡町一丁目二十四番十地先から 同市八幡町一丁目二番十八地先まで	平成三十年 九月八日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館栗駒公園線	栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林二三林班と小班地先 から 同市栗駒沼倉栗駒岳国有林二三林班に小班地先ま	平成三十年 九月七日

○宮城県告示第八百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十三年二月四日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第八百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、石巻市蛇田土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十年九月七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 徳 光

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十年八月二十日	高橋 壽也	石巻市蛇田字西境谷地十七番地	監事
平成三十年八月二十日	布施 武志	石巻市蛇田字南久林二十四番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十年八月十九日	渡邊 康徳	石巻市蛇田字南久林五十五番地	監事
平成三十年八月十九日	高橋 壽也	石巻市蛇田字西境谷地十七番地	監事

○宮城県告示第八百四十三号

登米市豊里町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三

十条第二項の規定により、平成三十年八月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年九月七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 徳 光

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 大川防災林造成業務委託 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結の翌日から平成三十一年三月二十八日まで

4 履行場所 宮城県石巻市長面字須賀地内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外のもので開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の

物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三三五）へ平成三十年十月四日（木）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限
宮城県農林水産部森林整備課治山班（担当 原 央晶 電話〇二二一二二一三三三五）
平成三十年十月五日（金）午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査
入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所
(一) 日時 平成三十年十月十九日（金）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年十月二十二日（月）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階農林水産部森林整備課

五 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百三条及び第一百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature of Services to be Procured : Development of Okawa disaster prevention forest
- 2 Period of Contract : From day after contract settlement to March 28, 2019
- 3 Deadline for Bid Submission : October 19, 2018, 5 : 00 p.m.
- 4 Place and Time of Bid Selection : October 22, 2018, 10 : 00 a.m. Forest Development Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department 12th floor of Miyagi Prefectural Government Building
- 5 Contact Information : Land Restoration Section, Forest Development Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan
(Contact : Teruaki Hara, Tel : 022-211-2923)

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成三十年九月七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高柳字下西十二番三、字皇檀ヶ原百七十九番三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
名取市高柳字下西十二番地
伊藤 隆史

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
平成三十年九月七日
宮城県教育委員会
教育長 高 橋 仁

一 日 時 平成三十年九月十三日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 教育功績者表彰について
第二号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二一〇二二一―三六六一）

監査委員

○宮城県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成30年4月
から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成30年9月7日

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	す	と	う	哲
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
--------	-------

○保健福祉部

地方機関

高等看護学校

さわらび学園

○経済商工観光部

地方機関

大崎高等技術専門学校

宮城障害者職業能力開発校

○農林水産部

地方機関

病害虫防除所

○教育庁

地方機関

気仙沼教育事務所

松島自然の家

志津川自然の家

仙台第一高等学校

角田高等学校 5月22日

石巻好文館高等学校 6月5日

名取高等学校 6月12日

泉高等学校 5月17日

仙台向山高等学校 5月16日

仙台南高等学校 5月30日

松山高高等学校 5月23日

仙台西高等学校 5月16日

柴田高等学校 6月15日

貞山高高等学校 6月13日

東松島高等学校 5月29日

黒川高等学校 5月17日

柴田農林高等学校 6月4日

亘理高等学校 6月12日

白石工業高等学校 5月25日

大河原商業高等学校 6月15日

石巻商業高等学校 6月14日

鹿島台商業高等学校 5月23日

第二工業高等学校 5月30日

視覚支援学校 4月27日

船岡支援学校 6月4日

角田支援学校 5月22日

石巻支援学校 6月5日

古川支援学校 4月19日

迫支援学校 5月10日

支援学校岩沼高等学園 4月18日

○警察本部

地方機関

河北警察署 6月14日

若柳警察署 5月10日

大河原警察署 5月25日

巨理警察署

4月18日

2 監査結果

平成29年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 石巻好文館高等学校

賃金において、支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)

臨時職員の賃金について、二重払があったもの。

・件数 1件

・正支給額 102,993円

・誤支給額 202,110円

・過支給額 99,117円

(2) 柴田農林高等学校

全日制高等学校授業料の徴収において、督促を行わなかったことにより延滞金の徴収ができなかったものが認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)

・件数 1件

・測定金額 29,700円

・延滞金額 1,000円

(3) 古川支援学校

報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)

非常勤講師の報酬について、支給定日を過ぎて支給したものを。

・件数 1件

・金額 83,700円

○宮城県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成30年7月から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成30年9月7日

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関

○総務部

本庁

秘書課

人事課・行政管理室

行政経営推進課

職員厚生課

私学文書課・県政情報公開室

広報課

財政課

税務課・地方税徴収対策室

市町村課（選挙管理委員会事務局を含む）

管財課

危機対策課

消防課・防災ヘリコプター管理事務所

○震災復興・企画部

本庁

震災復興・企画総務課・オリンピック・パラリンピック大会推進室

震災復興推進課

震災復興政策課

地域復興支援課

総合交通対策課

統計課

情報政策課

○環境生活部

宮城県監査委員 齋藤正美

宮城県監査委員 すどう哲

宮城県監査委員 石森建二

宮城県監査委員 成田由加里

監査実施日

7月10日

7月27日

7月18日

7月12日

7月25日

7月12日

7月26日

7月27日

7月17日

7月19日

7月19日

7月12日

7月26日

7月12日

7月13日

7月13日

7月10日

7月11日

7月12日

本庁	環境生活総務課	7月26日	国際企画課	7月13日
	環境政策課・再生可能エネルギー室	7月18日	アジア・アロモーション課	7月10日
	環境対策課	7月24日	○農林水産部	
	原子力安全対策課	7月19日	本庁	
	自然保護課	7月12日	農林水産総務課・農林水産政策室	7月27日
	食と暮らしの安全推進課	7月13日	農林水産経営支援課	7月13日
	循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室・放射性物質汚染廃棄物対策室	7月24日	食産業振興課	7月12日
	消費生活・文化課	7月19日	農業振興課	7月19日
	共同参画社会推進課	7月10日	農産園芸環境課	7月13日
○保健福祉部			畜産課・全国和牛能力共進会推進室	7月18日
本庁	保健福祉総務課・震災援護室	7月27日	農村振興課	7月12日
	社会福祉課	7月25日	農村整備課・農地復興推進室	7月24日
	医療政策課・医療人材対策室	7月24日	林業振興課	7月27日
	長寿社会政策課	7月26日	森林整備課	7月24日
	健康推進課・疾病・感染症対策室	7月26日	水産業振興課(宮城県漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局を含む)	7月25日
	子育て支援課	7月25日	水産業基盤整備課・漁港復興推進室	7月26日
	障害福祉課	7月25日	○土木部	
	薬務課	7月10日	本庁	
	国保医療課	7月11日	土木総務課	7月26日
○経済商工観光部			事業管理課	7月11日
本庁	経済商工観光総務課・富県宮城推進室・企業復興支援室	7月27日	用地課(収用委員会事務局を含む)	7月11日
	新産業振興課	7月19日	道路課	7月24日
	産業立地推進課・自動車産業振興室	7月13日	河川課	7月24日
	商工金融課・中小企業支援室	7月25日	防災砂防課	7月17日
	産業人材対策課	7月17日	港湾課	7月25日
	雇用対策課	7月18日	空港臨空地域課	7月10日
	観光課	7月10日	都市計画課・復興まちづくり推進室	7月26日
			下水道課	7月24日
			建築宅地課	7月11日
			住宅課	7月19日

報 告 書

<p>○出納局 本庁</p> <p>○会計課・会計指導検査室 契約課 検査課</p> <p>○議会事務局</p> <p>○教育庁 本庁</p> <p>総務課・教育企画室</p> <p>福利課</p> <p>教職員課</p> <p>義務教育課・特別支援教育室</p> <p>高校教育課</p> <p>施設整備課</p> <p>スポーツ健康課・全国高校総体推進室</p> <p>生涯学習課・全国高校総合文化祭推進室</p> <p>文化財保護課</p> <p>○警察本部</p> <p>○人事委員会事務局</p> <p>○監査委員事務局</p> <p>○労働委員会事務局</p> <p>2 監査結果</p> <p>平成29年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。</p> <p>(1) 人事課・行政管理室</p> <p>庶務事務の集中管理における報酬において、支給額の誤りが認められたので、今後再発しない</p>	<p>7月13日</p> <p>7月13日</p> <p>7月10日</p> <p>7月11日</p> <p>7月10日</p> <p>7月27日</p> <p>7月27日</p> <p>7月12日</p> <p>7月11日</p> <p>7月18日</p> <p>7月11日</p> <p>7月25日</p> <p>7月18日</p> <p>7月19日</p> <p>7月11日</p> <p>7月30日・8月3日</p> <p>7月13日</p> <p>7月20日</p> <p>7月13日</p>	<p>ように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>広報課の非常勤職員の報酬について、任用が終了しているにもかかわらず、支出をしたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・正支給額 0円 ・誤支給額 113,794円 ・過支給額 113,794円 <p>(2) 職員厚生課</p> <p>職員宿舍の貸付において、手続きの不備が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>4月1日に手続きすべき職員宿舍(駐車場分)の貸付について、11月30日に手続きをしたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・調定金額 14,000円 <p>(3) 広報課</p> <p>報酬において、支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>非常勤職員の報酬について、任用が終了しているにもかかわらず、支出をしたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・正支給額 0円 ・誤支給額 113,794円 ・過支給額 113,794円 <p>(4) 財政課</p> <p>委託契約において、予定価格調書を封書せずに保持していたものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務名 宮城県予算編成システム改修業務(その2) ・予定価格 4,471,200円 <p>(5) 税務課・地方税徴収対策室</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切</p>
--	---	---

報 告 書 公 報 刊 行

な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 1,459,301,095円

過年度分 2,270,654,572円

合 計 3,729,955,667円

・平成28年度収入未済額

現年度分 1,604,680,723円

過年度分 2,576,717,505円

合 計 4,181,398,228円

(6) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室・放射性物質汚染廃棄物対策室

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 28,668,036円

過年度分 636,100,736円

合 計 664,768,772円

・平成28年度収入未済額

現年度分 28,710,603円

過年度分 608,266,133円

合 計 636,976,736円

(7) 医療政策課・医療人材対策室

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

看護職員県内定着促進事業PRキャラクターデザイン作成業務について、見積書提出期限までに到着していない見積書をもって、見積決定をしたもの。

・見積書提出期限 平成29年4月10日

・見積書收受日 平成29年4月12日

(8) 子育て支援課

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

・平成29年度収入未済額

現年度分 9,990,324円

過年度分 78,289,871円

合 計 88,280,195円

・平成28年度収入未済額

現年度分 11,418,479円

過年度分 81,540,568円

合 計 92,959,047円

ロ 児童保護費

・平成29年度収入未済額

現年度分 4,027,770円

過年度分 11,360,880円

合 計 15,388,650円

・平成28年度収入未済額

現年度分 4,290,180円

過年度分 10,028,060円

合 計 14,318,240円

(9) 雇用対策課

補助金等精算返還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

イ 補助金等精算返還金（雇用維持奨励金及び事業復興型雇用創出助成金）

・平成29年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 59,975,000円

合 計 59,975,000円

・平成28年度収入未済額

現年度分 64,518,000円
 過年度分 1,105,938円
 合 計 65,623,938円

ロ 過誤払返納金 (事業復興型雇用創出助成金)
 ・平成29年度収入未済額

現年度分 0円
 過年度分 17,092,000円
 合 計 17,092,000円

・平成28年度収入未済額
 現年度分 12,912,000円

過年度分 4,494,000円
 合 計 17,406,000円

(10) 観光課

普通財産の貸付料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

4月1日に調定すべき土地貸付料について、翌年3月30日に調定した。

・件数 1件
 ・調定金額 1,100円

(11) 林業振興課

補助金等精算返還金 (木材供給等緊急対策事業費補助金) において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られた。

(内容)

・平成29年度収入未済額
 現年度分 5,441,950円
 過年度分 0円
 合 計 5,441,950円

(12) 道路課

委託料において、支払遅延による遅延利息が発生したものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

・件数 1件
 ・委託金額 437,758,520円
 ・遅延利息額 719,603円

(13) 建築宅地課

補助金の交付事務において、請求のない概算払が認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

・件数 1件
 ・金額 289,000円

(14) 住宅課

県営住宅使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に収納促進と適切な債権管理を図られた。

(内容)

・平成29年度収入未済額
 現年度分 19,287,274円
 過年度分 27,443,721円
 合 計 46,730,995円

・平成28年度収入未済額

現年度分 19,723,719円
 過年度分 29,704,018円
 合 計 49,427,737円

(15) 会計課・会計指導検査室

歳入歳出外現金において、労働委員会事務局の所得税に係る払出遅延による不納付加算税の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

・不納付加算税件数 1件
 ・不納付加算税額 6,500円

(16) 義務教育課・特別支援教育室

報償費及び旅費において、支払遅延及び支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

イ 報償費（副賞）の支払について、引き続き支払遅延があったもの。

・件数 5件

・金額 192,594円

ロ 講師謝金に係る報償費及び旅費について、二重払をしたもの。

・件数 2件

・正支給額 16,191円

・誤支給額 32,382円

・過支給額 16,191円

(17) 高校教育課

高等学校等青英奨学資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らきたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 108,452,652円

過年度分 168,860,950円

合 計 277,313,602円

・平成28年度収入未済額

現年度分 75,275,305円

過年度分 130,011,143円

合 計 205,286,448円

(18) 警察本部

補助金の実績報告書において、引き続き提出期限が守られていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じらきたい。

(内容)

・件数 1件